

# 居宅介護支援(特定事業所加算算定条件)

算定条件	(I)	(II)
①主任介護支援専門員を配置していること	○	
②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	
③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○
④算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること	○	
⑤24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○
⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	
⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること	○	
⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	
⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○
⑩介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと	○	○
⑪主任介護支援専門員等を配置していること		○
⑫常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。		○

# 居宅介護支援事業所における 各種加算取得率の状況

(%)

	H21.3	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8
特定事業所加算Ⅰ	1.13	1.74	1.80	1.85	1.85	1.86
	-	(0.69)	(0.72)	(0.75)	(0.74)	(0.74)
特定事業所加算Ⅱ	-	20.78	22.54	24.60	26.11	27.49
	-	(9.98)	(10.81)	(11.87)	(12.58)	(13.30)
初回加算	4.12	3.11	2.96	2.96	3.03	2.95
医療連携加算	-	0.71	0.84	0.84	0.96	0.91
退院・退所加算Ⅰ	-	0.48	0.54	0.54	0.61	0.57
退院・退所加算Ⅱ	-	0.89	1.00	1.00	0.96	0.91
認知症加算	-	16.69	18.51	18.51	19.50	19.79
独居高齢者加算	-	9.17	10.65	10.65	11.31	11.42
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	-	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03

※1 ( ) 以外の数値

…母数＝受給者数

※2 特定事業所加算Ⅰ,Ⅱの( )の数値

…母数＝事業所数

(出典:介護給付費実態調査月報)

# 訪問看護振興のために

- ステーションの大規模化（報酬上の評価）
- 基幹ステーションの設置
- 経営マネジメント（マーケティング含）の強化
- サービス提供量、エリアの検討
- 単価の見直し（単価を下げても回数を増やす）
- 退院時カンファレンスとの連携